

令和8年度 尾花沢中学校いじめ防止基本方針 ダイジェスト版

いじめ防止基本方針策定の目的

学校は、実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のために対策に関する基本的な方針を定める。

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条、いじめの防止等のための基本的な方針より)

児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの解消要件 (いじめの防止等のための基本的な方針より)

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している
 - ②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）
- 以上の2つが満たされていること。

いじめの重大事態 (いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)

- ①いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（生命・心身・財産重大事態）
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（不登校重大事態）

具体的な対応

1 いじめの未然防止のために

(1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ①多様性に配慮し、生徒がお互いの違いを理解し、様々な考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保する。
- ②生徒間で人間関係が固定されず、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ③生徒が主体的に取り組む協働の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感できるような自己存在感を高めていく。

(2) いじめの未然防止教育

- ①協働的な学びを切り口にした「わかる・できる」授業を行うことで、生徒の自己有用感を高めていく。
- ②「考え、議論する道徳」の授業を通して、いのちの大切さ・思いやり・遵法精神・情報モラルなどを育てていく。
- ③生徒会活動や学級活動、学校行事の運営や生徒主体の活動の充実を図り、学校や学級等への帰属意識を育て、絆づくりに取り組んでいく。
- ④Q-Uなどを生かして、居心地のいい学級づくりに取り組んでいく。
- ⑤「いのちの教育」講演会やおもだか塾、総合的な学習の時間など、外部講師の生き方や考え方に触れる機会を通して、生徒の心を耕していく。

2 早期発見のために

- (1)生徒と教師が触れ合う時間を確保し、対話を重視する。
- (2)「心のアンケート」を月初めに実施し、生徒の困り感やインターネットに関わる問を把握していく。また、担任以外への相談の要望にも応えていく。

- (3)生徒と保護者を対象にした「いじめ発見アンケート」を6月、11月に行ったうえで、全生徒対象の教育相談を行っていく。
- (4)Q-Uを年2回実施し、学級への適応状況を確認・分析し、支援を行っていく。
- (5)1年生を対象にスクールカウンセラーによる全員面談を実施する。
- (6)「きずなノート」を使い、担任とのコミュニケーションを深め、小さな変化にも気づけるようにしていく。
- (7)全職員で生徒の表情や学級での雰囲気気を配り、違和感やいじめの兆候を察知するようにしていく。
- (8)企画委員会や職員打ち合わせの中で生徒情報を共有し、全職員で見守っていく態勢をつくる。

3 いじめへの対処

- (1)いじめに対して、組織で対応する。基本的な流れは、「いじめの発見⇒該当学年主任⇒生徒指導主事⇒管理職⇒いじめ対策委員会」を基本とする。
- (2)「いじめ対策委員会」の構成メンバーは、「校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・当該学級担任」を基本とする。
- (3)管理職の指示、対策委員会の方針に基づき、組織で素早く対応していく。具体的には、素早く正確な情報収集に努め、被害生徒のケア、加害生徒への指導、保護者への説明に努める。
- (4)行為を受けている状況から「救済」する。その後、行為等がなくなり、謝罪等の対応が済み、心身の苦痛を受けていない状態が3か月継続して初めて解消と判断する。そのため、被害生徒・加害生徒に継続的に目を配り、保護者と連絡を取っていく。
- (5)該当生徒だけでなく、集団へのはたらきかけをあわせて行っていく。いじめを見ていた生徒に対して、傍観する姿勢がいじめを容認することにつながることや教員や保護者などに相談することの大切さを指導する。
- (6)いじめ事案が複数の学校にまたがっている（被害生徒、加害生徒が同じ学校でない）場合は、教育委員会と連携、協力し対応する。

4 重大事態への対応

- (1)重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とする。
- (2)重大事態と判断したときには、「いじめ対策委員会」が、PTA、市教委、教育事務所、関係機関（警察・児童相談所・医療機関等）と連携し対応する。

5 情報端末機器を通じたいじめの対応

- (1)授業や朝の会、終わりの会などで、ネットモラルの指導を行う。
- (2)「尾花沢中学校生徒会 メディア活用ルール5か条」を活用し、長期休業やゴールデンウィーク前に事前指導を行う。
- (3)学校保健委員会と連携して、本校PTAや市PTA連合会の提案による取り組みを進め、各家庭が主体的にネットを含めたメディア利用について、約束を決めて利用ができるように働きかける。
- (4)情報端末機器を通じたいじめがあったら、必要に応じて、ネット上の情報（書き込み等）を削除させ、確認する。また、犯罪性のあるもの（脅迫・強要等）についてだけでなく、様々な場面において教育委員会、警察等関係諸機関と連携して対応する。

6 取組の点検・評価

- (1)生徒、保護者、地域と『いじめ防止基本方針』について十分な共通理解をする。
- (2)いじめの防止及び対応等について、学校評価を通して点検し、改善を図る。